

障害者の差別の解消に関する市の取り組みについて

【令和5年度の取り組み】

1 インクルーシブな取り組みの推進体制について

令和4年4月に「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例(以下、「あかしインクルーシブ条例」という)」を制定し、令和5年4月より「インクルーシブ推進室」ができました。これまでの障害者の差別の解消に関する取り組みと、インクルーシブ施策の推進、ユニバーサルデザインなまちづくりに関する取り組みが一つの部署にまとまり、みんなが参加して一緒に暮らしやすいまちづくりをしていけるような仕組みづくりを行っています。

2 合理的配慮に関する助成制度について

市内の事業者が合理的配慮を行うため、簡易スロープの購入やバリアフリー工事、コミュニケーションツールの作成などを助成する制度について、令和5年4月から18件の申請がありました。イラストや図を活用し、会話をスムーズにするコミュニケーションボードの作成が増えています。



3 差別相談について

障害者配慮条例に基づき、障害のある人の差別に関する相談を行っています。室が新しくなったこともあり、関係部署と差別相談に関する手続きの確認や情報共有を行い、どの窓口にも相談が入ってもスムーズに対応できるよう整理しました。令和5年4月より、1件の相談がありました。

4 研修・啓発について

【職員対象】

- ・ユニバーサルマナー研修: 障害者や高齢者の対応を学ぶ。98人受講(6月、11月)
- ・新任教職員研修: 障害当事者との交流やアイマスクや車いす、難聴などの疑似体験をして教育現場での配慮を考える。(8月)
- ・障害理解研修: 知的障害理解の研修を実施予定(1月)
- ・「なるほど! ザ・配慮」通信の発行
障害や福祉に関する制度や取り組みなどの情報を全職員に毎月発信。

【事業者対象】

・ユニバーサルマナー研修:38人受講(7月)。2月にも実施予定。

障害者差別解消法改正により、事業者の合理的配慮が令和6年4月から義務化されることの周知や、障害のある人への対応で困った例などを収集するアンケートも行っています。

【出前講座】

- ・「障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり～小さな配慮で大きな笑顔～」をテーマに、地域の団体等を対象に出前講座を3件行いました。
- ・7、8月に明石海浜プールで、配慮が必要な子どもと一緒に楽しめるようテントや簡易ベッドなどを配置した「インクルーシブ体験会」を行いました。
- ・10月～12月に17号池魚住みんな公園で、兵庫県立大学大学院生と連携し、障害のある子どもない子ども楽しめる企画として、シャボン玉やインクルーシブ遊具などで一緒に遊ぶイベントを3回、行っています。
- ・11月に大久保地域のイベントで、障害当事者と一緒に車いすに関するクイズや体験を行うブースを出展し、地域の人と交流しました。

5 インクルーシブアドバイザー制度の活用について

インクルーシブ条例に基づき、利用しやすいお店や施設、イベントなどのバリアフリーを一緒に考えるインクルーシブアドバイザー制度を令和4年度から実施しています。

①リンカーンホテルの出入り口改修(6月)

誰もが一人でも利用できる出入口とするため、改修方法を一緒に検討しました。

②レミントンホテルの非常用警報装置の設置(8月)

ホテル客室の非常用警報設備の設置にあたり、障害当事者をはじめ誰もが利用しやすいホテルとなるように、配慮すべきポイントや工夫について一緒に検討しました。



6 共生社会バリアフリーシンポジウムの開催について(10月)

「ともに生きるまちをみんなでつくる」をテーマに、子午線ホールでのシンポジウムと、ものづくりやパラスポーツ体験などのサイドイベントを実施し、楽しみながら多様性について学べるイベントを開催しました。

